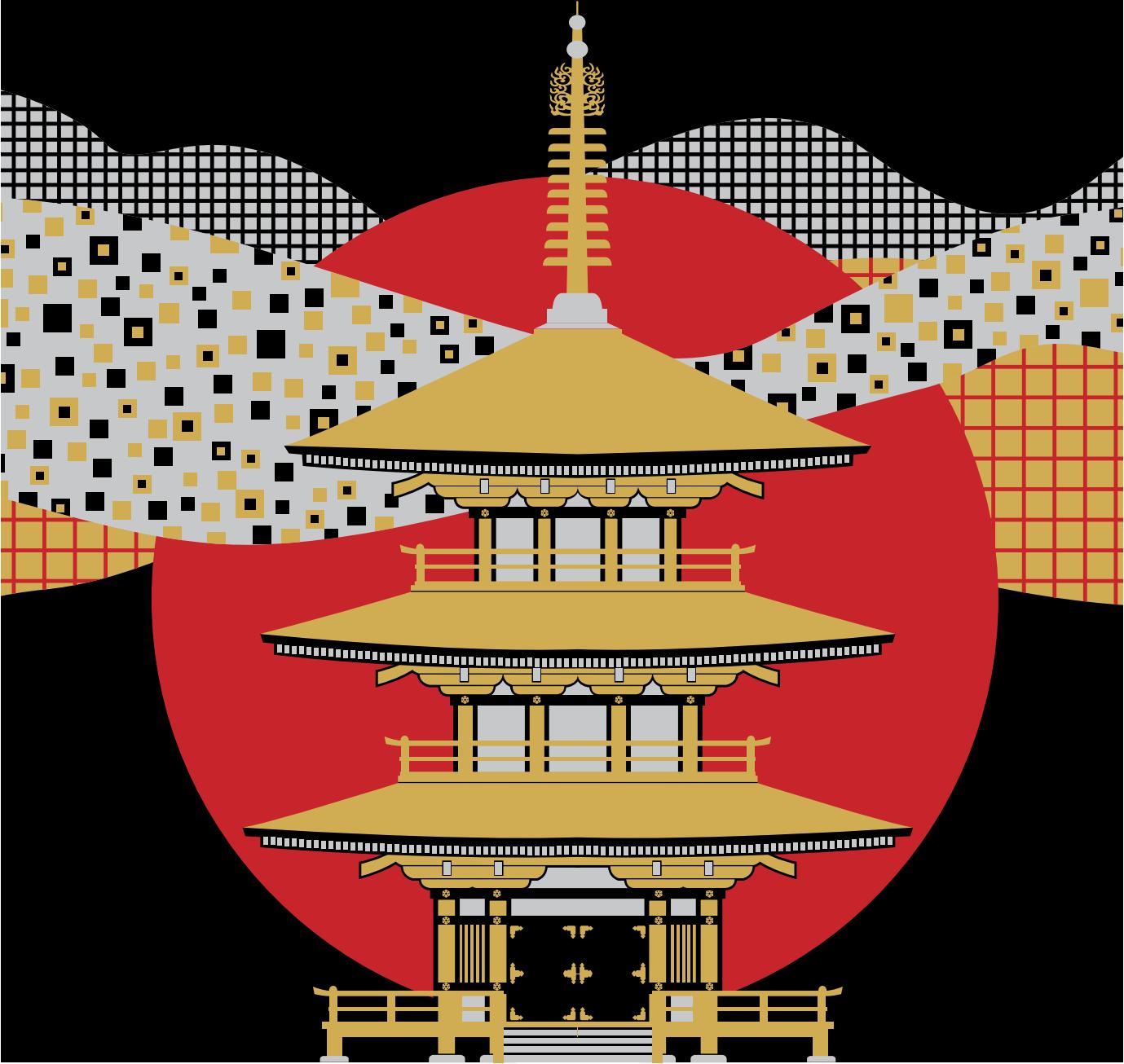


りそなPCAニッポン優良資産ファンド

追加型投信／国内／資産複合



投資信託説明書(目論見書)2009.5

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

設定・運用は

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社



※本投資信託説明書(目論見書)は、投資家に必ず交付しなければならない投資信託説明書(交付目論見書)と投資家の請求に応じて交付する投資信託説明書(請求目論見書)を、一冊にまとめたものです。

りそなPCAニッポン優良資産ファンド

追加型投信／国内／資産複合

投資信託説明書（交付目論見書） 2009.5

設定・運用は

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

本書は、金融商品取引法第13条第2項第1号に基づき交付される目論見書（「交付目論見書」）です。

1. この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「りそなPCAニッポン優良資産ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年4月28日に関東財務局長に提出しており、平成21年5月14日に、その届出の効力が生じております。
2. 金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、投資家の請求があった場合に交付されます。当該請求を行った場合は、投資家の皆様ご自身で当該請求を行った旨を記録しておいてください。
3. 当ファンドの受益権の価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
4. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
5. 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

有価証券届出書提出日	:	平成21年4月28日
発行者名	:	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	:	代表取締役 龍 万成
本店の所在の場所	:	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	:	りそなPCAニッポン優良資産ファンド
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額	:	当初募集額 3,000億円を上限とします。 継続募集額 5,000億円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	:	該当事項はありません。

下記の内容は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)のお申込みをされる投資家の皆様に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドのリスクについて

当ファンドは、主として国内の株式、不動産投資信託証券および債券を実質的な投資対象としますので、株式、不動産投資信託証券および債券の価格の下落や、株式、不動産投資信託証券および債券の発行者の経営・財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」、「不動産投資信託証券の価格変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」および「ファミリーファンド方式による運用に関するリスク」等があります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

当ファンドの手数料等について

直接ご負担いただく費用

申込手数料

2.10% (税抜 2.00%) を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

信託財産留保金

当ファンドには信託財産留保金はありません。

間接的にご負担いただく費用

信託報酬

純資産総額に年率 1.4385% (税抜 1.37%) を乗じて得た額とします。

その他の費用*

- ・ 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用等)
純資産総額に年率 0.1% を乗じて得た額を上限とします。
- ・ 立替金の利息
- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 先物・オプション取引に要する諸費用
- ・ 品借料
- ・ 借入金の利息等

*「その他の費用」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドの手数料等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

目 次

投資信託説明書（交付目論見書）

<ファンドの概要>

<有価証券届出書の内容>

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	9
3 投資リスク	18
4 手数料等及び税金	20
5 運用状況	23
6 手続等の概要	23
7 管理及び運営の概要	25
第2 財務ハイライト情報	28
1 貸借対照表	28
2 損益及び剰余金計算書	28
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	28
第4 ファンドの詳細情報の項目	29

<約款>

<用語集>

ファンドの概要

ファンド名	りそなPCAニッポン優良資産ファンド
商品分類	追加型投信／国内／資産複合
投資目的	当ファンドは、「PCA割安優良株マザーファンド」「PCA J-REITマザーファンド」および「PCA日本債券マザーファンド」(以下、総称して「マザーファンド」という場合があります。)を通じて、主として国内の株式、不動産投資信託証券および公社債へ投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。
主な投資対象	マザーファンドの受益証券を通じて、主として国内の株式、不動産投資信託証券および公社債に投資を行います。
主な投資制限	1.マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。 2.外貨建資産への投資は行いません。
価格変動リスク	当ファンドは、国内の株式、不動産投資信託証券および債券等の値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。詳しくは後述の「投資リスク」をご参照ください。
信託期間	原則として無期限です。(平成21年6月30日設定)
決算日	原則として毎年2月、5月、8月、11月の各12日(休業日の場合は翌営業日)とします。 第1期決算日は、平成21年11月12日とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断で、収益分配を行わないことがあります。

購入のお申込み	当初申込期間:平成21年5月25日(月)から平成21年6月29日(月)まで 継続申込期間:平成21年6月30日(火)から平成22年8月11日(水)まで
お申込単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
お申込価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:お申込受付日の基準価額とします。
お申込手数料	2.10% (税抜2.00%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、 お申込受付日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に乗じて得た額とします。
解約のお申込み	原則として毎営業日に受け付けます。 解約金は、解約請求受付日から起算して原則として5営業日目からお支払いいたします。
解約価額	解約請求受付日の基準価額とします。
信託報酬	信託財産の純資産総額に年率1.4385%(税抜1.37%)を乗じて得た額とします。
投資家の皆様におかれましては、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいます よう、お願い申しあげます。	

ファンドの特徴

1. 当ファンドは、「日本株式」「不動産投資信託証券（J-REIT）」および「日本債券」を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

原則として、3つのマザーファンド⁽¹⁾に概ね3分の1ずつ⁽²⁾投資します。

各資産の投資にあたっては、原則として以下の基準により優良な銘柄を選択します。

日本株式：製品やサービスが長期的な競争優位性を持ち、健全な財務内容かつすぐれた経営力を有する企業等

J-REIT：長期にわたり安定した収益をもたらす不動産（オフィスビル、商業施設、賃貸マンション等）を保有する J-REIT

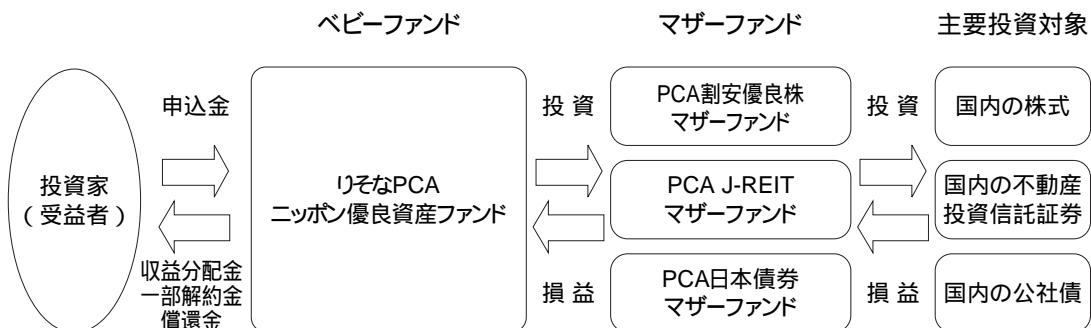
日本債券：日本国債および に該当する企業の社債

外貨建資産への投資は行わないため、為替変動による直接的なリスクはありません。

1 PCA割安優良株マザーファンド、PCA J-REITマザーファンドおよびPCA日本債券マザーファンド

2 ただし、各資産の流動性および市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

2. ファミリーファンド方式で運用し、マザーファンドの運用にあたっては、アジア地域で幅広く業務を行っている、PCAグループのシンガポールの運用会社に運用を委託します。また、同社は「日本株式」「不動産投資信託証券（J-REIT）」に関して、日本の年金資産運用で定評のある株式会社りそな銀行より投資助言を受けます。



3. 原則として毎年2月、5月、8月、11月の各12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

年4回の決算時に経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等を分配対象とします。

基準価額の水準等によっては、売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。

分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドのリスク

当ファンドは、国内の株式、不動産投資信託証券および債券等の値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。実質的に組入れた株式の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

2. 不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、政治・経済情勢、不動産市況、金利動向、組入不動産の価値および収益性等の影響を受け変動します。実質的に組入れた不動産投資信託証券の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

また、不動産等に関する規制および不動産投資信託に関する法令・税制・会計制度の変更が、基準価額の変動要因となります。

3. 金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。また、不動産投資信託証券についても、金利が上昇した場合価格が下落する傾向があります。当ファンドは債券および不動産投資信託証券に実質的に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

4. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

5. 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に保有する有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

特に不動産投資信託証券は市場規模および取引量が少ないので多く、また、金融商品取引所が定める基準に抵触し上場廃止等になった場合には売買が困難になる等、流動性リスクが高い傾向があります。

6. ファミリーファンド方式による運用に関するリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入出の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。

詳しくは後述の「第二部【ファンド情報】第1【ファンドの状況】3【投資リスク】」をご覧ください。

ご投資の手引き

お申込みについて

お申込みの受付け

当初申込期間:平成21年5月25日(月)から平成21年6月29日(月)まで
継続申込期間:平成21年6月30日(火)から平成22年8月11日(水)まで

お申込みの受付けは、販売会社の毎営業日において、原則として午後3時(半日営業日の場合には午前11時)までにお申込みが行われ、かつ当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

お申込単位

販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
詳細については、販売会社または下記照会先までお問合せください。

照会先

ピー・シー・エー・アセット・マネジメント株式会社 電話番号 03-5224-3400
(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで)
インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

お申込価額

当初申込期間:1口当たり1円とします。
継続申込期間:お申込受付日の基準価額とします。

お申込手数料

2.10%（税抜2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に乗じて得た額とします。償還乗換え等の場合は、上記手数料と異なる場合があります。詳細については、販売会社または上記照会先までお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は申込手数料はかかりません。

お申込受付けの中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときはお申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受付けを取消すこと、またはその両方をすることがあります。

収益分配について

収益分配時期

毎年2月、5月、8月、11月の各12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

収益分配金のお取扱い

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

ご投資の手引き

解約について

解約のお申込み

原則として毎営業日に受付けます。

解約のお申込みの受付けは、原則として午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までにお申込みが行われ、かつ当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

お 手 取 額

解約請求受付日の基準価額から、所得税および地方税（解約時の譲渡益に対して10%）^(注)を差引いた額となります。

（注）平成24年1月1日以降は20%となる予定です。

上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合は税率等が異なります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

支 払 開 始 日

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

解約受付けの中止 お よび 取 消 し

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止すること、すでに受付けた解約請求の受付けを取消すこと、またはその両方をすることがあります。

運用状況の報告について

委託会社は年2回(5月および11月の決算時)および償還時に、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られている受益者に交付します。

基準価額は、販売会社および委託会社に照会することにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に掲載されます。ファンド名は「ニッポン」と略称で掲載されます。

当ファンドの基準価額、販売会社等については、下記の照会先までお問合せください。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5224-3400

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）

インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

費用と税金

お申込みから解約（または償還）までの間にご負担いただく費用・税金

お申込時・収益分配時・解約時等にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 と 税 金	
お 申 込 時	申 込 手 数 料 ^(注1)	2.10%（税抜2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率をお申込受付日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に乗じて得た額とします。	
収 益 分 配 時	所得税および地方税	普通分配金に対して 10% ^(注2)	
解 約 時	所得税および地方税	解約時の譲渡益に対して 10% ^(注2)	
償 還 時	所得税および地方税	償還時の譲渡益に対して 10% ^(注2)	

（注1）自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は申込手数料はかかりません。

（注2）平成24年1月1日以降は20%となる予定です。

上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合は税率等が異なります。

税金について詳しくは後述の「第二部【ファンド情報】第1【ファンドの状況】4【手数料等及び税金】(5)【課税上の取扱い】」をご参照ください。

信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産から支払われる）費用・税金

時 期	項 目	費 用 と 税 金			
毎 日	信託報酬総額 信託報酬の配分	純資産総額に対して 年率1.4385%（税抜1.37%）			
		純資産総額のうち	委託会社	販売会社	受託会社
		200億円以下の部分	年率0.7035% (税抜0.67%)	年率0.7035% (税抜0.67%)	年率0.0315% (税抜0.03%)
		200億円超 500億円以下の部分	年率0.651% (税抜0.62%)	年率0.756% (税抜0.72%)	
		500億円超の部分	年率0.5985% (税抜0.57%)	年率0.8085% (税抜0.77%)	

・委託会社の報酬にはマザーファンドの投資顧問会社への報酬が含まれます。

・上記のほか、有価証券売買時の売買委託手数料等、監査に要する費用、ならびに目論見書および運用報告書等の印刷費用等を信託財産よりご負担いただきます。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

有価証券届出書の内容

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

りそなP C Aニッポン優良資産ファンド
(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)
格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者であるピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間:3,000億円を上限とします。

継続申込期間:5,000億円を上限とします。

(上記金額には、申込手数料ならびに申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。)

(4)【発行(売出)価格】

当初申込期間:1口当たり1円とします。

継続申込期間:取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資契約(後記「(12)【その他】」をご参照ください。以下同じ。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示があります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、受益権の取得申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業者および登録金融機関(以下「販売会社」といいます。)および下記照会先までお問合せください。その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「ニッポン」と略称で掲載されます。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで)

インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

(5)【申込手数料】

申込手数料は、2.10%（税抜2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を取得申込受付日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に乗じて得た額とします。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または前記「(4)【発行（売出）価格】」に記載する照会先までお問合せください。

償還乗換等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。

申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または前記「(4)【発行（売出）価格】」に記載する照会先までお問合せください。

(7)【申込期間】

当初申込期間： 平成21年5月25日（月曜日）から平成21年6月29日（月曜日）まで

継続申込期間： 平成21年6月30日（火曜日）から平成22年8月11日（水曜日）まで

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所の詳細については、お申込みの販売会社または前記「(4)【発行（売出）価格】」に記載する照会先までお問合せください。

(9)【払込期日】

当初申込期間

受益権の取得申込者は、申込代金を当初申込期間中に支払うものとします。

当初申込みにかかる発行価額の総額は、平成21年6月30日（信託設定日）に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、当ファンドの受託者である、株式会社りそな銀行（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払込まれます。

継続申込期間

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社の定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払取扱場所】

払取扱場所については、お申込みの販売会社にご確認ください。払取扱場所についてご不明の場合は、前記「(4)【発行（売出）価格】」に記載する照会先までお問合せください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法

受益権の取得申込みは、原則として毎営業日に受付けます。

ただし、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

お申込みの受付けは、原則として午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。なお、申込代金には利息は付きません。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

有価証券届出書提出日現在、「一般コース」を取扱う販売会社はありません。

日本以外の地域における発行

行いません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度

ファンドの受益権は、社振法に基づく投資信託振替制度において取扱われ、受益権の発生、消滅、移転はコンピュータシステムにて管理されます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、「PCA割安優良株マザーファンド」、「PCA J-REITマザーファンド」および「PCA日本債券マザーファンド」(以下、総称して「マザーファンド」といいます。)を通じて、主として国内の株式、不動産投資信託証券および公社債へ投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／国内／資産複合に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「国内」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」…目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回	日本	
大型株		北米	
中小型株		欧州	
債券	年4回	アジア	ファミリーファンド
一般	年6回 (隔月)	オセアニア	
公債		中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東(中東)	
クレジット属性	年12回 (毎月)	エマージング	
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)))	日々		
資産複合	その他		

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分の定義

「その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)))」… 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、複数資産(株式、債券、不動産投信)に投資する旨の記載があるものをいいます。

「年4回」… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

「日本」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファミリーファンド」… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円とします。ただし、受託会社との合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 当ファンドは、「日本株式」、「不動産投資信託証券(J-REIT)」および「日本債券」を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

◆ 原則として、3つのマザーファンド⁽¹⁾に概ね3分の1ずつ⁽²⁾投資します。

◆ 各資産の投資にあたっては、原則として以下の基準により優良な銘柄を選択します。

日本株式：製品やサービスが長期的な競争優位性を持ち、健全な財務内容かつすぐれた経営力を有する企業等

J-REIT：長期にわたり安定した収益をもたらす不動産(オフィスビル、商業施設、賃貸マンション等)を保有するJ-REIT

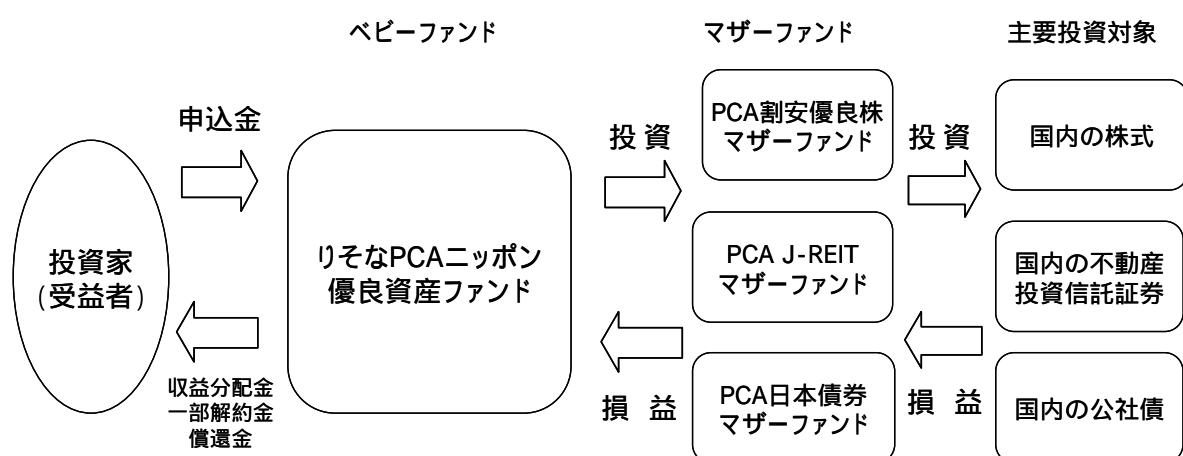
日本債券：日本国債および に該当する企業の社債

- ◆ 外貨建資産への投資は行わないため、為替変動による直接的なリスクはありません。

1 PCA割安優良株マザーファンド、PCA J-REITマザーファンドおよびPCA日本債券マザーファンド

2 ただし、各資産の流動性および市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

2. ファミリーファンド方式で運用し、マザーファンドの運用にあたっては、アジア地域で幅広く業務を行っている、PCAグループのシンガポールの運用会社に運用を委託します。また、同社は「日本株式」、「不動産投資信託証券（J-REIT）」に関して、日本の年金資産運用で定評のある株式会社りそな銀行より投資助言を受けます。



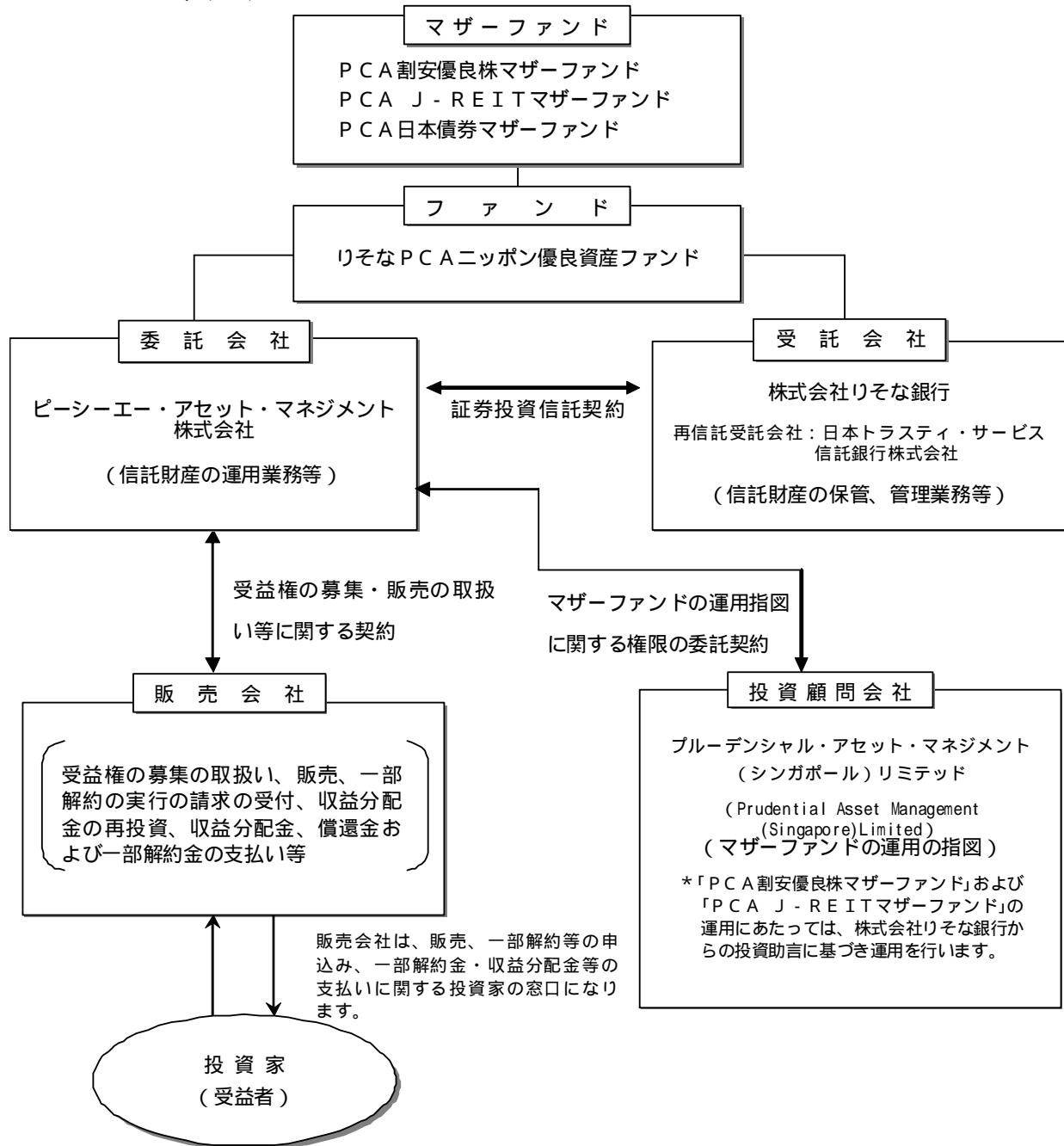
3. 原則として毎年 2月、5月、8月、11月の各12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- ◆ 年4回の決算時に経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等を分配対象とします。
- ◆ 基準価額の水準等によっては、売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。
- ◆ 分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

* 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社等及びファンドの関係法人

- a . 委託会社：ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
- b . 受託会社：株式会社リソナ銀行
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
- c . 販売会社：
当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。
- d . 投資顧問会社：ブルーデンシャル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド
(以下「投資顧問会社」といいます。) (Prudential Asset Management(Singapore) Limited)
委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

a . 受託会社と締結している契約

「証券投資信託契約」が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

b . 販売会社と締結している契約

「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

c . 投資顧問会社と締結している契約

「投資一任契約」が締結されており、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬等が定められています。

投資顧問会社は、株式会社りそな銀行と投資助言契約を締結しています。株式会社りそな銀行は「PCA割安優良株マザーファンド」および「PCA J-REITマザーファンド」の運用に関する投資助言を行います。

委託会社の概況

a . 資本金の額

平成21年2月末日現在 649.5百万円

b . 委託会社の沿革

平成11年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立

平成12年 1月 投資顧問業の登録

平成12年 5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得

平成12年 5月 証券投資信託委託業の認可を取得

平成14年 1月 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更

平成19年 9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録

c . 大株主の状況（平成21年2月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市 ローレンス・バウト ニー・ビル EC4R 0 HH	23,060株	100%

（注）ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社は、英国で設立されたブルーデンシャル社（「英国ブルーデンシャル社」）の間接子会社です。英国ブルーデンシャルグループは、英国ブルーデンシャル社とその子会社および関連会社から構成され、世界各国で保険やその他の金融サービス事業を展開する世界有数の金融サービスグループです。160年以上の歴史を持ち、2008年12月31日現在その運用資産は2,490億ポンド（約33.0兆円、1ポンド = 132.48円）にのぼります（2008年6月30日現在の運用資産は2,560億ポンド）。英国ブルーデンシャルグループは、主に米国で事業を展開しているブルデンシャルファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

当社グループのシンボル、ブルーデンス（思慮分別を司る女神）は、伝統的な価値観と未来への希望を象徴しています。

グループのシンボルマークの意味
〈鏡〉自己の真実を直視する能力
〈矢〉熟練した射手の自信
〈蛇〉思慮深さ、心づかい、安全



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資態度

- a . 各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として国内の株式、不動産投資信託証券および公社債へ投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。
- b . 各マザーファンドの組入比率が、原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の3分の1程度となるよう投資を行います。ただし、各資産の流動性および市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。
- c . 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができるものとします。
- d . 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金利先渡取引を行うことができるものとします。
- e . 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 . 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ 金銭債権（上記イおよび下記ニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - 二 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2 . 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された「P C A 割安優良株マザーファンド」、「P C A J - R E I T マザーファンド」および「P C A 日本債券マザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1 . 株券または新株引受権証書
- 2 . 国債証券
- 3 . 地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 . 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6 . 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7 . 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、12.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までおよび15.の証券ならびに12.および18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

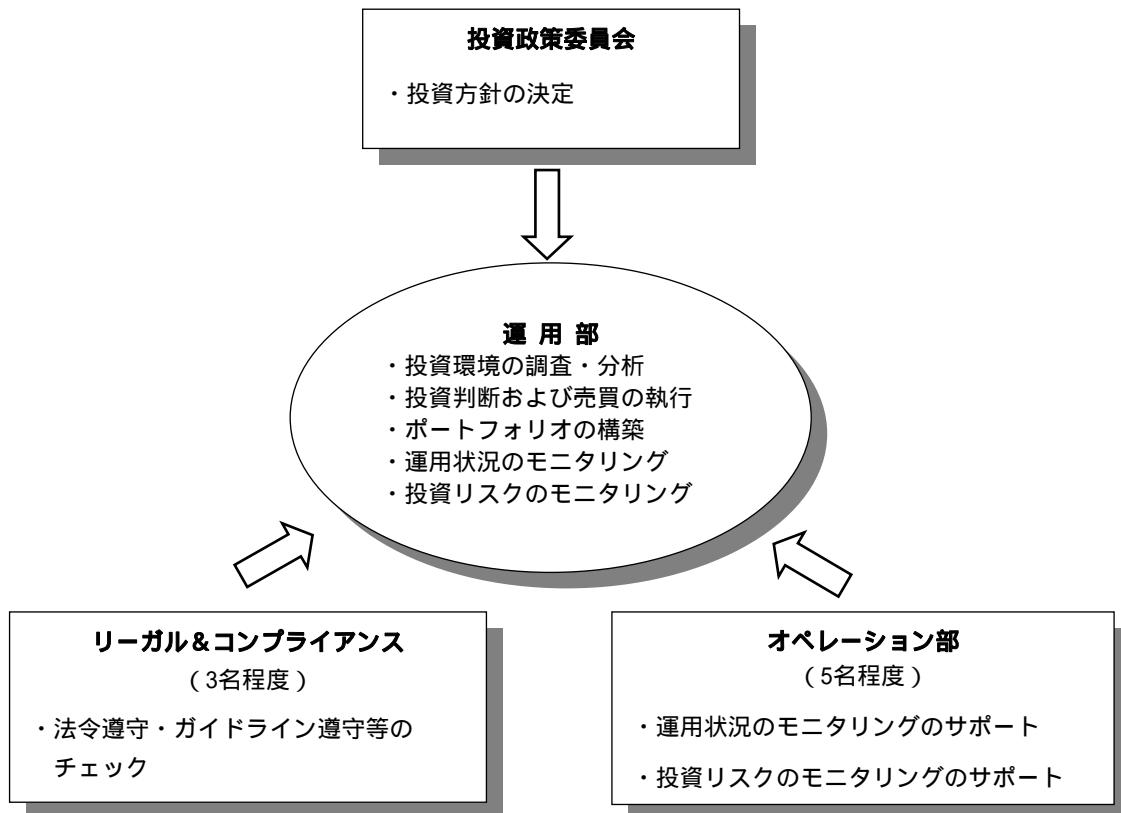
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

ただし、上記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 委託会社の運用体制および内部管理体制 >



1. 投資政策委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資政策委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。
3. 運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況の管理および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」および「外部運用再委託先管理規程」に則って運用を行います。

< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

投資顧問会社に対しては「外部運用再委託先管理規程」に則り、ガイドラインの遵守状況等のチェックが行われていることの確認を行っています。

委託会社は、「投資一任契約」に基づき、当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を、投資顧問会社に委託します。

< 投資顧問会社の運用体制 >

日本株式および不動産投資信託証券の運用体制

- ・ 日本株式運用チームが、投資指標によるスクリーニングおよびファンダメンタルズ分析等により投資対象銘柄の価値を分析します。
- ・ 株式会社りそな銀行からの投資助言を加味し、ファンド・マネジャーが最終的な投資判断を行い、ガイドラインに沿ったポートフォリオの構築を行います。
- ・ ディーリング・チームにおいて売買の執行を行います。
- ・ ポートフォリオ・レビュー・ミーティングが週次で行われ、組入銘柄のレビュー、業種および1銘柄へ集中度合いの確認、リスクの分析等を行います。
- ・ リスク＆パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、パフォーマンスおよびリスクについて総合的な分析を行います。

日本債券の運用体制

- ・ 債券運用チームが、債券市場の分析およびクレジット分析を行い、ポートフォリオ構築に関する意思決定を行います。
- ・ ファンド・マネジャーが最終的な投資判断および売買の執行を行い、ポートフォリオの構築を行います。
- ・ リスク＆パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、パフォーマンスおよびリスクについて総合的な分析を行います。

なお、当ファンドの運用体制は平成21年2月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、毎決算時に主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。また、上記1.の範囲内で委託会社が基準価額水準等を勘案して決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、委託会社の判断で収益分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とみなし配当等収益との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
2. 前記1. a.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
3. 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の交付

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

当ファンドの信託約款に定める投資制限は以下の通りです。

1．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

2．株式等への投資制限

a．委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

b．上記a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3．投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

4．同一銘柄の株式等への投資制限

a．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c．上記a．およびb．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

6．先物取引等の運用指図・目的・範囲

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品

取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

b . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

7 . スワップ取引の運用指図・目的・範囲

a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8 . 金利先渡取引の運用指図

a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b . 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c . 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

d . 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e . 金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

9 . 有価証券の貸付けの指図および範囲

a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ . およびロ . の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

イ . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b . 上記イ . およびロ . に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c . 委託会社は、有価証券の貸付けにあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の

受入れの指図を行うものとします。

10. 有価証券の空売りの指図範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「11. 有価証券の借入れ」の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b . 上記 a . の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

11. 有価証券の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . 上記 a . の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

12. 資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- c . 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

法令に基づく投資制限

1. デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行うことまたは継続することを受託会社に指図しません。

2. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

(参考) マザーファンドの投資方針

(1) P C A 割安優良株マザーファンドの投資方針

基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用方法

1. 投資対象

主として国内の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。以下同じ。）株式を投資対象とします。

2. 投資態度

a. 主として国内の金融商品取引所に上場している株式を投資対象としてアクティブ運用を行い、信託財産の成長を図ることを目指して運用を行います。

b. P E R 、 P B R 、予想配当利回り、ディスカウント・キャッシュフロー等の観点から割安度や経営安定性等の分析を行い、割安優良と考えられる銘柄に投資を行います。

c. 株式への投資割合は、原則として高位を維持することを目指します。

d. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。

e. 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託します。

f. 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

a. 株式への投資割合には制限を設けません。

b. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

c. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

d. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

e. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

f. 外貨建資産への投資は行いません。

g. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(2) P C A J - R E I T マザーファンドの投資方針

基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用方法

1. 投資対象

国内の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している（上場予定を含みます。以下同じ。）不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等の受益証券または投資証券をいい、以下「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

2. 投資態度

a. 主として国内の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券へ投資することにより、安定的な配当収入の確保と信託財産の成長を図ることを目指して運用を行います。

b. 不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持することを目指します。

c. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所に

おける不動産投信指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもののうち、不動産投信指数を対象とするものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- d . 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託します。
 - e . 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 3 . 投資制限
- a . 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
 - b . 外貨建資産への投資は行いません。
 - c . 株式への投資は行いません。

(3) P C A 日本債券マザーファンドの投資方針

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

運用方法

- 1 . 投資対象
 - 主として国内の債券を投資対象とします。
- 2 . 投資態度
 - a . 主として国内の債券を投資対象とし、安定的な利子収入の獲得を目指して運用を行います。
 - b . 原則として、取得時においてS&Pまたはムーディーズいずれかより、A-相当以上（S&Pにおいて「A-」以上、あるいはムーディーズにおいて「A3」以上）の格付けを得ている債券に投資を行います。組入れ後、S&Pおよびムーディーズの両方の格付けがA-相当未満になった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。
 - c . 債券への投資割合は、原則として高位を維持することを目指します。
 - d . 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
 - e . 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金利先渡取引を行うことができます。
 - f . 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託します。
 - g . 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 3 . 投資制限
 - a . 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - b . 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - c . 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - d . 外貨建資産への投資は行いません。
 - e . 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、国内の株式、不動産投資信託証券および債券等の値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。実質的に組入れた株式の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

2. 不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、政治・経済情勢、不動産市況、金利動向、組入不動産の価値および収益性等の影響を受け変動します。実質的に組入れた不動産投資信託証券の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

また、不動産等に関する規制および不動産投資信託に関する法令・税制・会計制度の変更が、基準価額の変動要因となります。

3. 金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。また、不動産投資信託証券についても、金利が上昇した場合価格が下落する傾向があります。当ファンドは債券および不動産投資信託証券に実質的に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

4. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額が下落要因となります。

5. 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に保有する有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

特に、不動産投資信託証券は市場規模および取引量が少ないので多く、また、金融商品取引所が定める基準に抵触し上場廃止等になった場合には売買が困難になる等、流動性リスクが高い傾向があります。

6. ファミリーファンド方式による運用に関するリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入出の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の

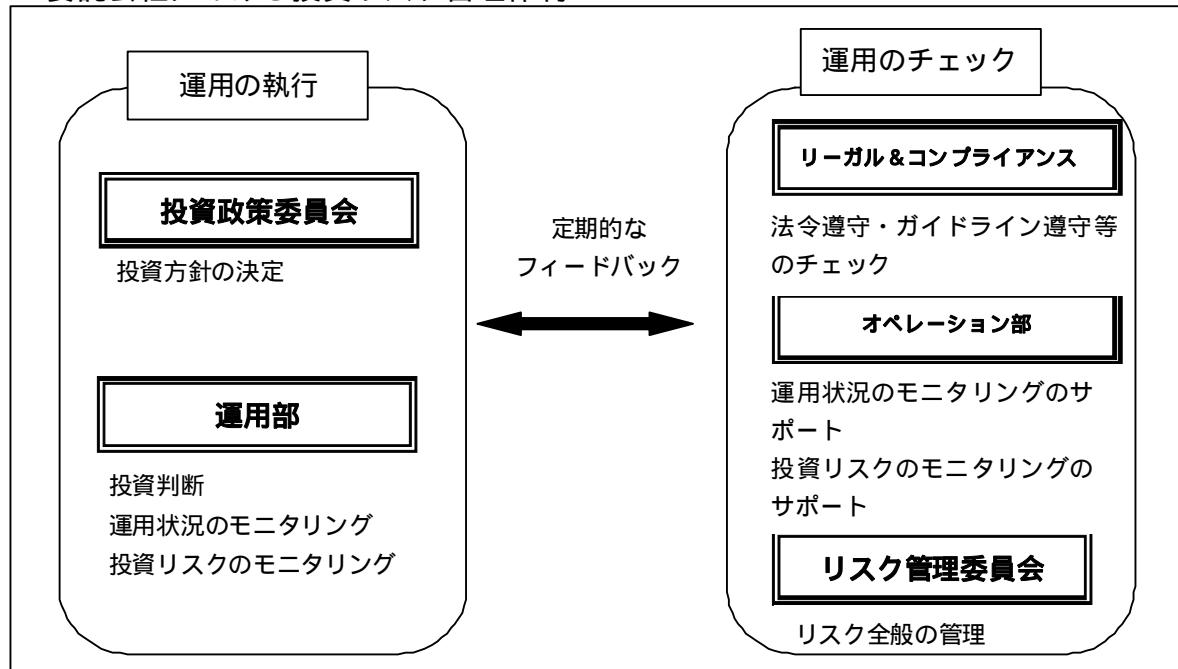
判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受付けを中止すること、すでに受けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

4. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制は、今後、変更される場合があります。
5. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

1. 委託会社における投資リスク管理体制



- ・投資政策委員会において投資方針の決定を行います。
 - ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。
 - ・オペレーション部は運用状況の管理および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
 - ・リーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守、利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク管理委員会に報告します。
 - ・リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。
 - ・重要報告事項については、各担当部長が、リスク管理委員会等に報告し、審議します。
2. 投資顧問会社における投資リスク管理体制
- ・日次でコンプライアンス・チームが、ガイドラインおよび関係法令の遵守状況の確認を行います。
 - ・リスク＆パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、パフォーマンスおよびリスクについて総合的な分析を行います。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成21年2月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、2.10%（税抜2.00%）を上限として販売会社が定める率を取得申込受付日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に乗じて得た額とします。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

< 照会先 >

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）

インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.4385%（税抜1.37%）を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、以下の通りです。

信託財産の 純資産総額のうち	委託会社	販売会社	受託会社
200 億円以下の部分	年率 0.7035% (税抜 0.67%)	年率 0.7035% (税抜 0.67%)	
200 億円超 500 億円以下の部分	年率 0.651% (税抜 0.62%)	年率 0.756% (税抜 0.72%)	年率 0.0315% (税抜 0.03%)
500 億円超の部分	年率 0.5985% (税抜 0.57%)	年率 0.8085% (税抜 0.77%)	

信託報酬は、毎計算期間の終了時および信託の終了時に信託財産中から支払われます。

委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの投資顧問会社への報酬（マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.36%以内の率を乗じて得た額）が含まれます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払った金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財

産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から受取り、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断により当ファン

ドに関連して生じたと認めるものを含みます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する諸費用、有価証券の借入れを行った場合の品借料等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおける上記、およびの費用については、間接的に当ファン

ドの受益者が負担することになります。なお、当ファン

ドによるマザーファンドの受益証券の取得申込みおよび一部解約については、手数料および信託財産留保金はかかりません。

上記(4)に掲げる「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファン

ドにかかる上記(1)から(4)に掲げる「手数料等」の合計額もしくはその上限額ま

たはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができま

せん。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。当ファン

ドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）は、譲渡所得として10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

源泉徴収選択口座を利用している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額について、7%（所得税7%、地方税の徴収はありません。）の税率で源泉徴収が行われます。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は15%（所得税15%、地方税の徴収はありません。）となる予定です。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあ

たります。

2 . 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

3 . 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1 . 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2 . 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

買取請求による換金時の課税

受益権の換金を、販売会社による受益権の買取りにより行った場合の課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

税制の内容の詳細につきましては、販売会社もしくは税務の専門家までお問合せください。

5 【運用状況】

当ファンドの有価証券届出書提出日は、信託設定日（平成21年6月30日）前であるため、記載すべき該当事項はありません。

(1) 【投資状況】

該当事項はありません。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

6 【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

1 . 受益権の取得申込みは、原則として毎営業日に受付けます。

お申込みの受付けは、原則として午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに、取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

有価証券届出書提出日現在、「一般コース」を取扱う販売会社はありません。

2 . 申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）

インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

- 3 . 受益権の販売価格は、取得申込受付日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、2.10%（税抜2.00%）を上限として販売会社が定める率を取得申込受付日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料率は、お申込みの販売会社または上記照会先までお問合せください。
- 4 . 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行いうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

- 1 . 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。
一部解約の実行の請求は、原則として午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに申込みが行われ、かつ、当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをお申込みとし、これらの受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。
委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- 2 . 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- 3 . 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受けた日より起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- 4 . 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1 . による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
- 5 . 上記4 . により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして上記2 . に準じて計算された価額とします。
- 6 . 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 7 . 買取請求によるご換金については、お申込みの販売会社にお問合せください。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

7 【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象資産の評価方法>

マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主な投資対象資産の評価方法の概要

- ・国内株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価するものとします。

日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

価格情報会社の提供する価額

- ・国内不動産投資信託証券：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示があります。

ファンドの基準価額については、販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「ニッポン」と略称で掲載されます。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）

インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は平成21年6月30日から無期限とします。ただし、下記「(5)その他 1. 信託の終了」に該当する場合には信託を終了させることができます。

(4) 計算期間

計算期間は、原則として毎年2月13日から5月12日まで、5月13日から8月12日まで、8月13日から11月12日までおよび11月13日から翌年2月12日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成21年6月30日から平成21年11月12日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3)信託期間」の終了日とします。

(5) その他

1. 信託の終了

a . 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b . 委託会社は、上記 a . にかかる事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約

の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c . 上記 b . の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当 c . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . 上記 b . の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 上記 b . から d . までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b . から d . までの手続きを行うことが困難な場合についても同様とします。
- f . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g . 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2. 信託約款の変更等」d . による決議の結果、当該変更が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間ににおいて存続します。
- h . 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合もしくは委託会社または受益者からの請求を受けて裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。また、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2 . 信託約款の変更等

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は当 a . に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、上記 a . の事項（上記 a . の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c . 上記 b . の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当 c . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . 上記 b . の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f . 上記 b . から e . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的

記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g . 上記 a . から f . の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3 . 公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a . 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあります。これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

b . 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

5 . 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は、6ヶ月ごと（毎年5月および11月の決算時）に有価証券報告書を3ヶ月以内に作成し、当局に提出するとともに、委託会社において縦覧に供します。また、6ヶ月ごと（毎年5月および11月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られている受益者に交付します。

6 . 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

7 . 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a . 他の受益者の氏名または名称および住所
- b . 他の受益者が有する受益権の内容

8 . 関係法人との契約の更改等に関する手続き

a . 委託会社は、「投資一任契約」に基づき、投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、委託会社および投資顧問会社は、90日前までに相手方に事前通知を行うことにより、当該契約を解約することができます。

b . 販売会社は、委託会社との間の「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヶ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(6) 受益者の権利等

1 . 収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

2 . 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

3 . 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

当ファンドの有価証券届出書提出日は、信託設定日（平成21年6月30日）前であるため、記載すべき該当事項はありません。

1 【貸借対照表】

該当事項はありません。

2 【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 . 名義書換

該当するものはありません。

2 . 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

3 . 謄渡制限の内容

受益権の譯渡制限は設けておりません。

4 . 受益権の譯渡の方法

(1) 受益権の譯渡

受益者は、その保有する受益権を譯渡する場合には、当該受益者の譯渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譯渡にかかる譯渡人の保有する受益権の口数の減少および譯受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譯受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譯受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譯渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譯受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譯渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 . 受益証券の不発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 . 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 . 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

8 . 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」について、「交付目論見書」とは別に、その内容を記載した書面を「請求目論見書」として作成しております。

「請求目論見書」の記載項目は以下のとあります。

第1【ファンドの沿革】

第2【手続等】

- 1【申込（販売）手続等】
- 2【換金（解約）手続等】

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

2【受益者の権利等】

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

第5【設定及び解約の実績】

約 款

りそな P C A ニッポン優良資産ファンド

運 用 の 基 本 方 針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「P C A 割安優良株マザーファンド」、「P C A J - R E I T マザーファンド」および「P C A 日本債券マザーファンド」(以下、総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として国内の株式、不動産投資信託証券および公社債へ投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

各マザーファンドの組入比率が、原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の3分の1程度となるよう投資を行います。ただし、各資産の流動性および市場規模等によっては、組入比率を変更する事があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができるものとします。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金利先渡取引を行うことができるものとします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、毎決算時に主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。また、上記の範囲内で委託者が基準価額水準等を勘案して決定する額を附加して分配する場合があります。ただし、委託者の判断で収益分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
りそなP C Aニッポン優良資産ファンド

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律において準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金3,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については3,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または

記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益権取得申込者に限り、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第4項に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、すでに受けた取得申込みの受け付けを取消すこと、または両方を行うことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)

ハ 金銭債権(イおよびニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

二 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を主としてピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された「PCA割安優良株マザーファンド」、「PCA J-REITマザーファンド」および「PCA日本債券マザーファンド」(以下、総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律の規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものといいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律の規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下次号において同じ。)で次号に定めるもの以外のもの
15. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までおよび第15号の証券ならびに第12号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第4項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合

を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者的代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付けにあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第27条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混載寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条 この信託の計算期間は、原則として毎年2月13日から5月12日まで、5月13日から8月12日まで、8月13日から11月12日までおよび11月13日から翌年2月12日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成21年6月30日から平成21年11月12日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁し、委託者の責任において、実際の支払いに充当します。

第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の137の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、信託金の主要投資対象であるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の36以内の率を乗じて得た額とします。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。

なお、次期以降の収益分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、原則として、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、原則として、第44条第1項の受益者の請求を受けた日より起算して5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口の整数倍で委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項の規定による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなつた場合、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するとき

の当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合についても同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第51条第2項による決議の結果、当該変更が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間ににおいて存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を通じて、受託者に対し自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者ならびに委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の協議により決定するものとします。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年6月30日

委託者 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

用語集

- ア -

アクティブ運用

ファンドマネジャーによる独自の調査・分析等に基づいてTOPIXや日経平均株価といった市場指數を上回る投資成果をめざす運用方法のことです。

アセット・アロケーション

国内外の株式や債券、短期金融商品など様々な資産に適切に投資資金を配分することをいいます。

インカムゲイン

債券や預金の利息収入、株式の配当などをいいます。

インデックス運用

TOPIX や日経平均株価といった市場指數(インデックス)の動きと連動した投資収益を達成することを目指す運用方法のことです。

- カ -

解約価額

解約時の基準価額から、信託財産留保金を差引いて計算されます。信託財産留保金を徴収しないファンドの場合は、基準価額と同額になります。

格付け

ムーディーズやスタンダード & プアーズなどの格付機関によって付与される債券のランク付けをいいます。債券の発行者の信用力や元利金の支払能力の安全性などを総合的に分析、評価してアルファベット等の記号で表したものです。

基準価額

ファンドの純資産総額を受益権総口数で割って算出されます。基準価額は組入有価証券等の値動きで日々変動します。1万口当たりで表示される場合があります。

- サ -

収益分配金

ファンドの計算期間終了後に運用の結果あげられた収益等を受益権口数に応じて受益者に支払う分配金をいいます。分配金額は信託約款に規定する分配方針に基づいて委託会社が決定します。委託会社の判断により決算時に収益分配を行わない場合もあります。

受益権

投資家(受益者)が信託契約に基づいて行われる信託財産の管理や運用などの結果を享受する権利をいいます。

純資産総額

ファンドに組入れられている株式や債券等をすべて時価評価し、CD・CPやコールローン等、債券の利息や株式の配当金などの収入を加えた資産総額からファンドの運用に必要な費用などのコストを差引いた額です。

信託財産留保金

ファンドを中途解約する際に、解約時の基準価額から差引かれる金額です。徴収された「信託財産留保金」は信託財産に繰入られます。解約に伴う組入資産の売却などに必要とするコストを解約者が負担し、残りの受益者が不利にならないようしています。

自動けいぞく投資

販売会社と受益者の間の契約に基づき、ファンドの収益分配金を自動的に再投資することをいいます。再投資は分配金に対する税金を差引いた後、無手数料で行われます。

信託期間	投資信託が設定されてから償還されるまでの期間をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、所定の手続きを行うことにより、信託期間を変更することができます。
信託約款	ファンドの運用方針や管理・運営方法等について、法令に定められた項目が記載されています。委託会社と受託会社は、この内容に基づいて信託契約を締結し、ファンドの管理・運営等を行います。
- タ -	
追加型投資信託	設定・運用開始後、いつでも追加購入できるタイプの投資信託です。一方、設定前の当初申込期間中しか購入できない投資信託を「単位型投資信託」といいます。
デフォルトリスク	債券の元本や利息が期日通りに支払われないことをデフォルト(債務不履行)といい、デフォルトが起きる可能性のことをデフォルトリスクといいます。
デュレーション	金利がある一定の割合で変動した場合に債券価格がどの程度変動するかを示す指標です。デュレーションの数値が大きいほど、金利変動による債券の価格変動リスクが大きいことを表します。
投資信託説明書（目論見書）	ファンドの商品内容を投資家に説明するための書面で、法令で定められた項目が記載されています。投資家に必ず交付しなければならない交付目論見書と、投資家の請求に応じて交付する請求目論見書があります。
特別分配金	受益者が追加型株式投資信託の収益分配金を受取る際、収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となります。「特別分配金」は受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する性格を持つため、非課税扱いとなります。
- ハ -	
普通分配金	受益者が追加型株式投資信託の収益分配金を受取る際、収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。「普通分配金」は課税扱いとなります。
ファミリーファンド方式	投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。マザーファンドの運用成果はベビーファンドを通じて受益者の損益に反映されます。
ファンド・オブ・ファンズ	投資信託(ファンド)を投資対象とするファンドです。ファンド・オブ・ファンズでは、運用資産、運用スタイルおよび運用会社等が異なるファンドに投資することで、個別の投資信託より更にリスクの分散が可能になります。

PCA Asset Management Limited

りそなPCAニッポン優良資産ファンド

追加型投信／国内／資産複合

投資信託説明書（請求目論見書） 2009.5

設定・運用は

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に基づき投資家の請求により交付される目論見書（「請求目論見書」）です。

1. この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「りそなPCAニッポン優良資産ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年4月28日に関東財務局長に提出しており、平成21年5月14日に、その届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの受益権の価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
4. 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

目 次

投資信託説明書（請求目論見書）

	頁
第1 ファンドの沿革	1
第2 手 続 等	1
1 申込(販売)手続等	1
2 換金(解約)手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	5
第4 ファンドの経理状況	6
1 財務諸表	6
2 ファンドの現況	6
第5 設定及び解約の実績	6

第1【ファンドの沿革】

平成21年6月30日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始（予定）

第2【手続等】

(1)【申込（販売）手続等】

1. 受益権の取得申込みは、原則として毎営業日に受付けます。

お申込みの受付けは、原則として午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに、取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

有価証券届出書提出日現在、「一般コース」を取扱う販売会社はありません。

2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）

インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

3. 受益権の販売価格は、取得申込受付日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、2.10%（税抜2.00%）を上限として販売会社が定める率を取得申込受付日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料率は、お申込みの販売会社または上記照会先までお問合せください。
4. 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 【換金（解約）手続等】

- 1 . 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。
一部解約の実行の請求は、原則として午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに申込みが行われ、かつ、当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。
委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- 2 . 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- 3 . 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受けた日より起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- 4 . 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1 . による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、すでに受けた一部解約の実行の請求の受け取りを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
- 5 . 上記4 . により一部解約の実行の請求の受け取りが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして上記2 . に準じて計算された価額とします。
- 6 . 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 7 . 買取請求によるご換金については、お申込みの販売会社にお問合せください。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象資産の評価方法>

マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主な投資対象資産の評価方法の概要

- ・国内株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価するものとします。

日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

価格情報会社の提供する価額

- ・国内不動産投資信託証券：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「ニッポン」と略称で掲載されます。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）

インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成21年6月30日から無期限とします。ただし、下記「(5)その他 1. 信託の終了」に該当する場合には信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎年2月13日から5月12日まで、5月13日から8月12日まで、8月13日から11月12日までおよび11月13日から翌年2月12日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成21年6月30日から平成21年11月12日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3)信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

1. 信託の終了

a . 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b . 委託会社は、上記a . にかかる事項について、書面による決議（以下「書面決議」とい

います。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c . 上記 b . の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当 c . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . 上記 b . の書面決議は議決権行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 上記 b . から d . までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b . から d . までの手続きを行うことが困難な場合についても同様とします。
- f . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g . 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2. 信託約款の変更等」d . による決議の結果、当該変更が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h . 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合もしくは委託会社または受益者からの請求を受けて裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。また、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2 . 信託約款の変更等

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は当 a . に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、上記 a . の事項（上記 a . の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c . 上記 b . の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当 c . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . 上記 b . の書面決議は議決権行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f . 上記 b . から e . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場

合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g . 上記 a . から f . の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3 . 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a . 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあります。これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

b . 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

5 . 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は、6ヵ月ごと（毎年5月および11月の決算時）に有価証券報告書を3ヵ月以内に作成し、当局に提出するとともに、委託会社において縦覧に供します。また、6ヵ月ごと（毎年5月および11月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られている受益者に交付します。

6 . 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

7 . 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a . 他の受益者の氏名または名称および住所
- b . 他の受益者が有する受益権の内容

8 . 関係法人との契約の更改等に関する手続き

a . 委託会社は、「投資一任契約」に基づき、投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、委託会社および投資顧問会社は、90日前までに相手方に事前通知を行うことにより、当該契約を解約することができます。

b . 販売会社は、委託会社との間の「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 【受益者の権利等】

1 . 収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により

増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

2 . 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

3 . 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

当ファンドの有価証券届出書提出日は、信託設定日（平成21年6月30日）前であるため、記載すべき該当事項はありません。

1【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2) 【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3) 【注記表】

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの有価証券届出書提出日は、信託設定日（平成21年6月30日）前であるため、記載すべき該当事項はありません。

PCA Asset Management Limited

PCA Asset Management Limited